

見附市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

見附市議会議長 渡辺 美絵

見附市議会規則第1号

見附市議会傍聴規則の一部を改正する規則

見附市議会傍聴規則（昭和61年見附市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、氏名」を「及び氏名」に改める。

第4条中「傍聴人」を「一般席の傍聴人」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第6条第1項第1号中「もの」を「物」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「前各号に定めるもののほか、」を「その他」に、「又は人」を「、又は他人」に、「及ぼすと」を「及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第6条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第6条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条第2号を削り、同条第1号中「表明」を「表明し、又は議場に現在する者

に対して示威的行為を」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 静粛にすること。

第7条第3号中「、音響装置類その他により騒音又は閃光を発する行為をしないこと」を「端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第7号中「前各号に定めるもののほか、」を「その他」に、「又は会議の妨害」を「、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第5号とする。

第8条（見出しを含む。）中「録音」を「録音、録画、放送等」に改める。

第9条第1項中「すみやかに」を「直ちに」に改める。

第10条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。